江東区放課後こどもプラン

【R6.4~R11.3(後期)】





令和6年3月 江東区教育委員会

はじめに

本区では、文部科学省と厚生労働省が平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定したことを踏まえ、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた受け皿の整備、全小学校区での一体型・連携型事業(きっずクラブ)の実施、学校施設の徹底活用、放課後児童クラブの役割の徹底等、国の掲げるこれらの目標に基づき、平成31年3月に「江東区放課後こどもプラン」を策定しました。現在全46の小学校等において、きっずクラブが運営されています。

また、令和3年3月に「教育推進プラン・江東(第2期)」を策定し、新たに「with・・・~ともに~」というキーワードを設定しました。江東区のこどもたちのために、様々な人々が心を一つに、力を合わせて「ともに」取組を進めております。

さらに、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年6月にこども家庭庁が設置されました。こども家庭庁が設置したこども家庭審議会において、放課後の過ごし方を含めた「こどもの居場所づくり指針」が策定されており、放課後の居場所についても「こどもまんなか」の視点に立ち、こどもの主体性を尊重して考えた取り組みが求められています。

これらの状況を踏まえ、本プランは、平成31年3月に策定した「江東区放課後こどもプラン」の前期5年の取組方針を見直し、放課後児童クラブ・放課後こども教室における後期5年の取組の方向性を示すものとして策定します。

令和6年3月 江東区教育委員会

本書における主な用語

放課後児童クラブ (児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業)

学童保育のこと。本区の「きっずクラブ B 登録」「土曜江東きっずクラブ」。保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童(留守家庭児童)に対して、学校の余裕教室や児童館等で、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

放課後こども教室 (文部科学省所管の補助事業「放課後子ども教室推進事業」)

・・・・本区の「きっずクラブA登録」。すべての児童を対象として、安全・安心な児童の活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動の機会を提供する取組。

児童の権利に関する条約

- ・・・・児童の権利に関する条約第3条は、以下のように規定されています。
 - 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、 行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考 慮されるものとする。
 - 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
 - 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した 基準に適合することを確保する。

改正児童福祉法

・・・・ 令和4年の児童福祉法改正では、第1条(児童の福祉を保障するための原理)において「全ての児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること(以下、略)」と定められています。

こども基本法

ごども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、 将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進 することを目的としています。令和5年4月施行。

保留児童

・・・・ 放課後児童クラブ(きっずクラブ B 登録)に申込を希望したものの、第一希望のクラブに入所できなかった児童。

目 次

1 本区の放課後こどもプランが目指す姿	 1
2 本プランの目的・位置づけ等	 1
3 プランの全体像	 2
4 現状(結果)	 3
5 課題	 7
6 取組方針	 13
7 プランの推進にあたって	 15
参考資料	17
%与目/H	 1/

1 本区の放課後こどもプランが目指す姿

- 国の方針を踏まえ、長期的には全放課後児童クラブ・放課後こども教室が小学校内で運営され、両事業がそれぞれの役割を果しつつ、小学校や児童館等と連携していることを目指します。
- 本プランの対象期間においては、児童数の増加に伴い、放課後児童クラブにおいて保留 児童の発生が見込まれていることや、小学校内でのスペース確保が難しいこと、また放 課後の居場所の選択肢の一つになることから、小学校外の放課後児童クラブも引き続き 活用します。
- 放課後児童クラブ・放課後こども教室の両事業では、児童の権利に関する条約と改正児 童福祉法とこども基本法の理念を踏まえ、こどもの主体性を尊重した環境づくりを推進 し、こどもの「生きる力」の向上を図ります。

2 本プランの目的・位置づけ等

目標年次	平成 31 年度よりおおむね 10 年 … 本プランではこのうち後期 5 年の取組方針を示すものとします。
计负声类	放課後児童クラブ (きっずクラブ B 登録、土曜江東きっずクラブ)
対象事業	放課後こども教室 (きっずクラブ A 登録)
目的	きっずクラブが全小学校に整備されたことを踏まえ、事業の量の確保と質的向上、効果的・効率的な仕組みづくりを主な目的とします。
位置づけ	「江東区こども・子育て支援事業計画」の個別計画と位置づけます。

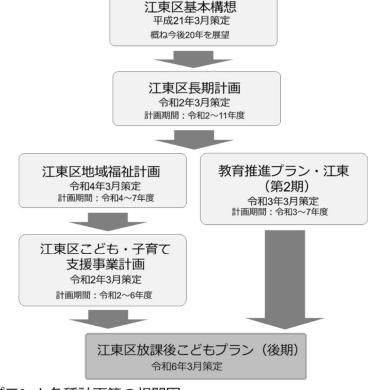




図 本プランと各種計画等の相関図

3 プランの全体像



体方針

- ■方針 1 きっずクラブの推進
- ・・・・ 一体型・連携型事業として内容の充実を図り、目標年次までに小学校内 の全きっずクラブを一体型若しくは連携型として運営。
- ■方針2 学校外きっずクラブのあり方
- … 地域の保留児童や特別な配慮が必要な児童の受け入れ等を踏まえ、学校 外きっずクラブのあり方について検討。



の確保

- ■方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策
- … 小学校において校舎等の増設あるいは改築が見込まれる場合には、必要 な育成室面積確保に向けた調整を実施。
- ··· 学校外きっずクラブの利用を促すほか、NPO 等の私立学童クラブの活用を検討。



の向上

- ■方針4 放課後児童クラブにおける土曜日の育成
- ・・・ 「土曜江東きっずクラブ」の運営場所は小学校外の拠点方式を基本とし、保護者ニーズに沿うような運営方法を検討。
- ■方針 5 放課後こども教室のあり方と

自主性・自立性を高める環境と仕組みづくり

- … 事業の目的を踏まえ、放課後児童クラブとの違いを再周知。
- … 活動場所の環境改善と活動場所の選択等による、児童の自主性・自立性 の向上。
- ■方針6特別な配慮が必要な児童への適切な対応
- ・・・・ 関係機関等と連携し、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる 環境づくりを推進。
- … 外国人児童や保護者と円滑なコミュニケーションを図るため、多言語化 を推進。
- ■方針7 地域との連携
- … プログラムの実施や、放課後こども教室における見守りにおいて地域住民、地域の大学、保護者等との一層の連携を推進。
- ■方針8 きっずクラブの質の向上
- … 放課後児童クラブ・放課後こども教室の質の維持・向上を図るため、きっずクラブに対する指導・助言の充実と、検査を実施する体制を整備。



制づくり

- ■方針9業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進
- … 限られた人的資源を育成や見守りに充て、児童の安全・安心な居場所づくりを実現するため、効率的な運営方法を推進。
- … 事業費の負担のあり方や、利用料の妥当性等について検証を行い、両事業の質の向上と事業継続性を両立。

4 現状(結果)

4.1 放課後支援事業の実施状況(令和5年4月1日時点)

	事業主体	江東区			NPO 等	
		放課後 こども教室	j	放課後児童·	クラブ	放課後児童クラブ
			江東きっずクラブ			
			B 登録		录	私立学童 クラブ ^{※5}
		A 登録	学校内	学校外	土曜江東 きっずクラブ	
対多	別定	1~6 年生	1~3 年生、 障害等のある 4~6 年生		1~6 年生	
保護	養者就労等要件	無		有		有
設置	量クラブ数	46	42	18 ^{**} 1	14	3
	学校余裕教室	46	36	0	0	0
設	学校敷地内専用施設	0	2	0	0	0
設置場所	学校敷地外専用施設	0	3	1	3	0
所	児童館内	0	0	10	7	0
	その他	0	1	7	4	3
運	公設公営	4	4	7	0	-
運営形	公設民営	42	38	11	14	-
態	民設民営	-	-	-	-	3
開設	· 3日	月~金(祝日・	・年末年始を除く) 土		土	クラブによる
	開室時間	9:00	8:00		8:30	
開	基本閉室時間	17:00	18:00		17:00	≠ −→
開所時	延長	-	19:00	19:00 ^{**} 2	-	クラブ による
間	スポット利用	朝 8:00~9:00、 夜 17:00~19:00	-			
利用料金		500 円(年額)	5,000円(月額) 0円			
延長料金		-	1,000 円(月額)**4 -		クラブ	
間食費(おやつ代)		-	1,500 F	円(月額)	-	による
スポット料金		500円(日額)*3	-			
保険料(任意)		451	500円(年額)		*****	
	請要件 	なし		用区画(1.6		専用区画
職員	要件	区内規により基準有	法令	・区条例に	よる基準有	法令に基づく

^{※1.} 休止中の大島八丁目は除く。※2. 塩浜・潮見・亀戸第三児童館・東砂児童館は延長なし。※3. 月額上限額 6,000 円。

^{※4. 18:00} を超えて 19:00 まで利用する場合の料金。

^{※5.} 放課後児童健全育成事業を実施する民設民営のクラ ブ。「私立学童クラブ運営事業補助要綱」に基づき、 補助金を交付。



4.2 前期5年の方針の取組結果

方針1 きっずクラブの推進

- ・一体型・連携型による放課後こどもプランとして「きっずクラブ」を引き続き推進しました。
- ・B登録未設置の4クラブについては、学校内にスペースが確保できなかったため、一体型・連携型への移行は未達成です。(令和6年度より1クラブを一体型に移行予定)
- ・利用児童数が少ないきっずクラブ大島八丁目を休室しました。

方針2 わかりやすい事業名称への統一

- ・放課後事業の総称を「きっずクラブ」とし、名称を統一しました。
- ・「A」「B」の副名称は、保護者や児童に定着しており、変更すると混乱が予想される ため見合わせました。

方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策

- ・改築等や学校との調整により、育成室の確保を図り、学校内クラブの定員を5年間で計500名増やしました。
- ・利用者児童数の平準化を図るため、学校外クラブの開所時間を学校内クラブと同様に 8時から19時までとしました。※18時から19時までの延長時間を含む(一部クラブを除く)

方針4 放課後児童クラブ利用方法の弾力化と放課後こども教室の開所時間の見直し

- ・A 登録の開所時間の見直しを行い、9 時から 17 時までとしました。
- ・A 登録も B 登録と同様の時間の 8 時から 9 時までと、17 時から 19 時まで利用できる スポット利用を導入しました。

方針5 放課後児童クラブの開所時間の見直し

・B登録の開所時間の見直しを行い、8時から19時までとしました。※18時から19時までの延長時間を含む(一部クラブを除く)

方針6 放課後児童クラブにおける土曜日の育成

- ・土曜江東きっずクラブを放課後児童クラブとして位置づけし、拠点方式での運営としま した。
- 方針7 放課後こども教室における活動場所の環境改善と自主性・自立性を高める仕組み づくり
- ・登室の受付時間の制限をなくし、退室も原則児童の申告に従い、自由に登退室できるようにしました。

方針8 特別な配慮が必要な児童への対応

・審査体制の充実と受入体制の基準づくりや、入会後の定期的な専門員の巡回相談を行う など障害児を受け入れる環境の整備をしました。

方針9 地域との連携と積極的な情報発信

- ・地域住民や団体へのイベント講師の依頼、児童館や保育園との交流、地域商店での物品 購入などで地域との連携を図りました。
- ・利用者アンケートの外国語対応を実施しました。

方針10 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進

- ・入退室管理システムを導入し、登退室業務の効率化を図りました。
- ・開所時間の見直しやスポット利用導入に伴い、利用料金の改定を行いました。

5 課題

課題 1 一体型・連携型の推進

○ 前期5年のうち、一体型・連携型のクラブ数の増減はありませんでした。放課後児童クラブが未設置の4つの小学校について、目標年次までに一体型若しくは連携型としての運営を引き続き推進していく必要があります。(令和6年度より1クラブを一体型に移行予定)

一体化 一体型 連携型 独立型 両事業の運営場所が 両事業の運営場所が 両事業を小学校内の 両事業を同一小学校 内注で行い、共通プロ 同一空間で行う。 異なり、児童のみで 相当程度離れてお 概 定員を設けずに運営 グラムに参加でき 移動が困難である り、共通プログラム 要 を実施していない。 されている例が多 る。国のプランの目 が、共通プログラム 指す姿。 を実施している。 い。 小学校 小学校 小学校 小学校 放課後こども教室 放課後こども教室 放課後こども教室 放課後こども教室 自主的な学び・遊びの場 自主的な学び・遊びの場 自主的な学び・遊びの場 自主的な学び・遊びの場 配 放課後児童クラブ 置 留守家庭児童の生活の場 放課後児童クラブ 道路 道路 イメ 留守家庭児童の生活の場 放課後児童クラブ 留守宅家庭の生活の場 道路 道路 放課後児童クラブ 放課後児童クラブ 留守家庭児童の生活の場 留守家庭児童の生活の場 ※ 共通プログラムあり ※ 共通プログラムあり ※ 共通プログラムなし

表 全国の放課後子どもプランの事業類型の概要

表 一体型・連携型事業の目標数

クラブ数	平成 30 年度	現状 (^{令和 5 年度)}	将来見込み ^{※1} (概ね5年以内)	増減
一体型・連携型	42	42	46	+4
独立型**2	19	18	14	▲ 4
計	61	60	60	

^{※1} 利用児童数の減少に伴うクラブの併合等により数量が変動する可能性があります。

注) 児童のみで安全に移動できる隣接場所を含む。

^{※2} 休止クラブは除く。

課題 2 学校外きっずクラブのあり方

○ 本プランでは、全放課後児童クラブ・放課後こども教室の小学校内での運営を目指し、 環境が整うまで小学校外の放課後児童クラブを活用することとしていましたが、地域の 保留児童や特別な配慮が必要な児童の受け入れ等を踏まえ、小学校外の放課後児童クラ ブのあり方について検討する必要があります。

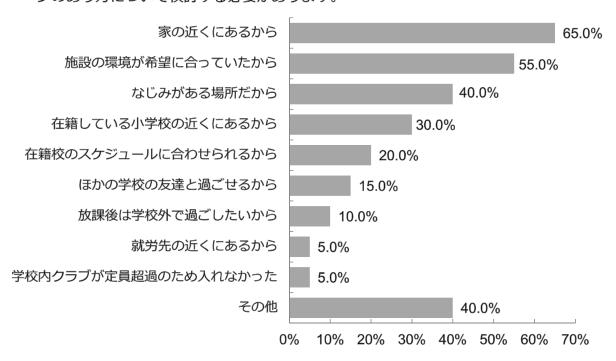
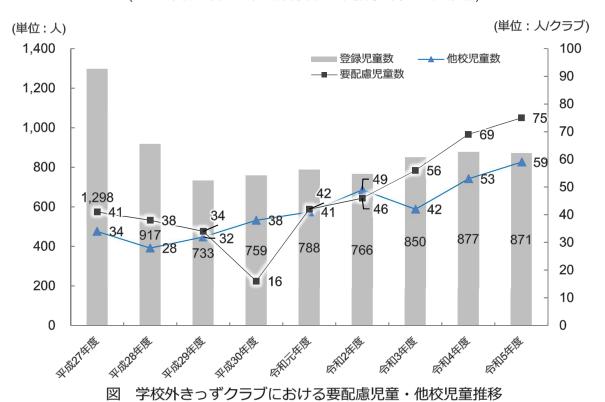


図 学校外きっずクラブを利用する理由 (出典: 令和5年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)



課題3 放課後児童クラブ利用児童数増加への対応

- 本区では計画的に「江東きっずクラブ」の整備を進めるとともに、放課後児童クラブの 量的拡充を図ってきました。
- ただし、今後も一部の放課後児童クラブでは、小学校内の放課後児童クラブに需要が偏在していることなどにより、保留児童の発生が見込まれています。

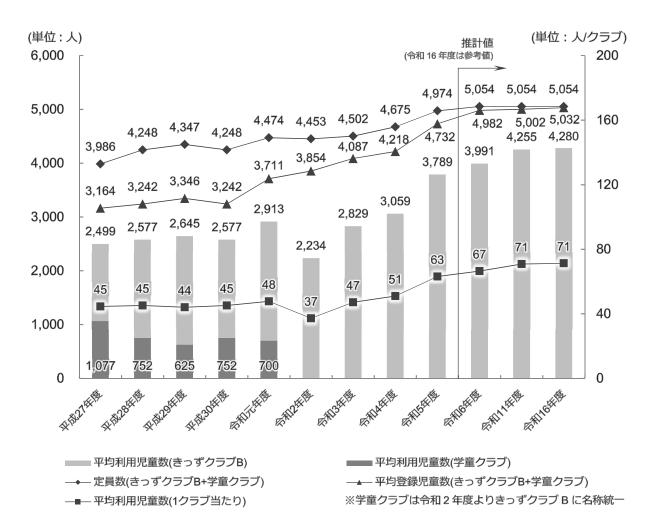


図 放課後児童クラブの平均利用児童数等の推移と見込み

表 放課後児童クラブにおける保留児童数の見込み(対策を講じない場合)

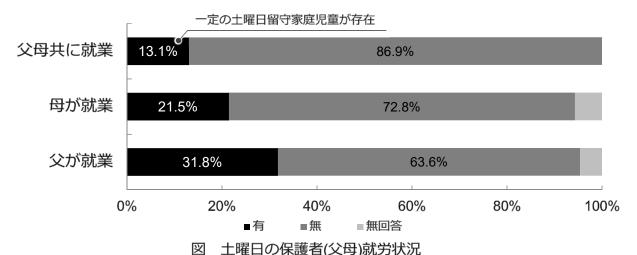
	令和 5 年度	令和6年度	令和 11 年度	令和 16 年度
	(5 月 1 日時点)	(推計値)	(推計値)	(参考値)
保留児童数計	117名	104名	132名	168名
	(12クラブ)	(13クラブ)	(17クラブ)	(22クラブ)

※ 将来需要推計…

長期計画(後期)における地区別年少人口、各放課後児童クラブ・放課後こども教室の登録・利用率等から推計。

課題4 土曜江東きっずクラブの位置づけ

- 「土曜江東きっずクラブ」は、「放課後児童クラブ」として拠点方式で運営し、土曜日就 労世帯の児童を中心に利用されています。
- 前期取組方針では小学校内での実施を目指していましたが、現在の利用実態等の実情を 鑑み、現在の拠点方式での運営を継続するなど、よりよい運営方法を検討する必要があります。



(出典:令和5年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

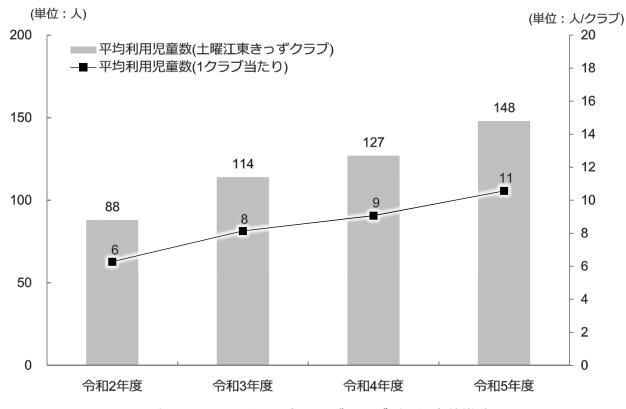


図 本区における土曜江東きっずクラブ利用児童数推移

課題 5 放課後こども教室利用児童数増加への対応とあり方

- 児童数の増加に伴い、放課後こども教室の平均利用者数も増加の見込みとなっています。
- 小学校内の教室も、児童数の増加に伴い不足している小学校が出てきており、きっずクラブとしての活動スペースも不足しています。
- 放課後児童クラブの保留児童の受け皿にもなっていることから、放課後こども教室としての事業目的が理解されていない状況があります。

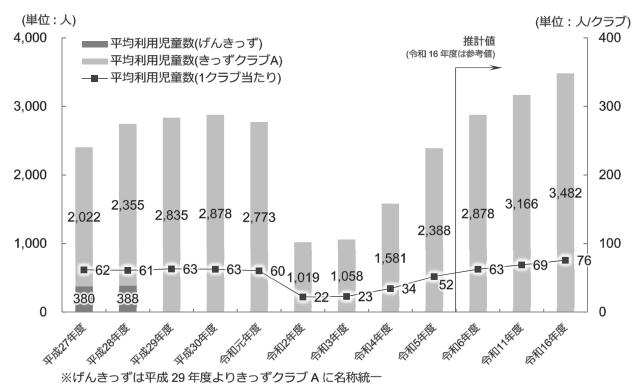
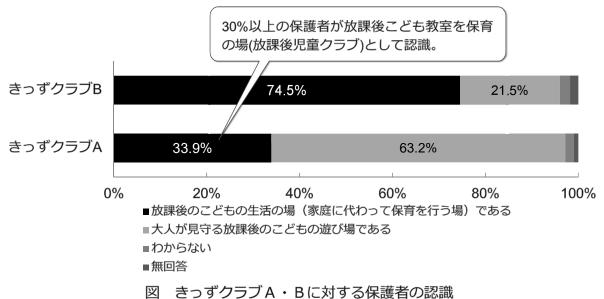


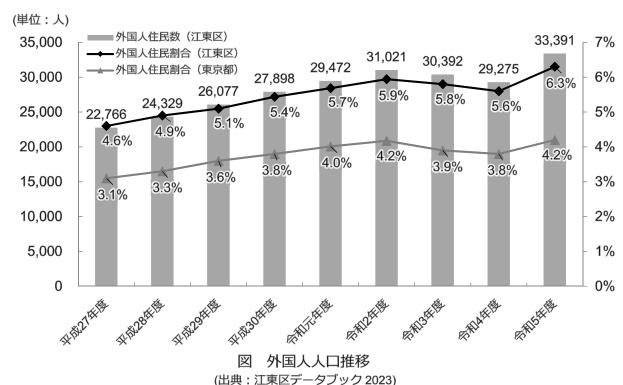
図 放課後こども教室の平均利用児童数の推移と見込み



(出典:令和5年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査)

課題6 特別な配慮が必要な児童への適切な対応

- 放課後児童クラブ・放課後こども教室では特別な配慮が必要な児童の利用が一定程度あります。今後の児童数の増加を見据え、特別な配慮が必要な児童の受入れ環境・体制づくりが必要となっています。
- 特別な配慮が必要な児童においては放課後等デイサービスと放課後児童クラブ・放課後 こども教室を併用することも多く、放課後等デイサービスほか関係所管課との具体的な 連携が一層求められています。
- 増加する外国人児童や保護者と円滑なコミュニケーションを図るため、多言語化の推進が必要となっています。



課題7 地域との連携の推進

○ 地域との連携に関して、情報が少なかったり、窓口になるような機関がなかったりする など、日々の運営に関して積極的に連携をするための仕組みが不十分です。

課題8 | きっずクラブの質の向上のための体制整備

○ 放課後児童クラブ・放課後こども教室の質を維持・向上するため、きっずクラブに対する指導・助言の充実と、検査を実施する体制整備が求められています。

課題9 | 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の確立

○ 限られた人的資源を育成や見守りに充て、児童の安全・安心な居場所づくりを実現する ため、ICTの活用等さらなる効率的な運営方法が求められています。

6 取組方針

方針 1|きっずクラブの推進

- 全国の自治体では、主に課題 1 で示した 4 類型による放課後こどもプランが展開されていますが、本区では、それぞれの事業目的と役割を踏まえ、国の推進する一体型・連携型による放課後こどもプランとして「きっずクラブ」を引き続き推進します。
- 放課後児童クラブが未設置の小学校では、学校内にスペースが確保されるまでの間、近隣の放課後児童クラブとの連携型とし、目標年次までに小学校内の全てのきっずクラブを一体型若しくは連携型として運営します。

方針 2 学校外きっずクラブのあり方

- 学校外きっずクラブの特徴や特色を積極的に情報発信し、利用を促進するための方法を 検討します。
- 地域の保留児童や特別な配慮が必要な児童の受け入れ等を踏まえ、学校外きっずクラブ の必要性を鑑み、休室等の基準について検討を進めます。

方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策

- 小学校において校舎等の増設あるいは改築が見込まれる場合には、保留児童の解消を考慮し、必要な育成室面積が確保されるよう調整します。
- 保留児童が発生するクラブにおいては、近隣の学校外きっずクラブへの利用を促進する ほか、営利を目的としない NPO 等の私立学童クラブの活用を視野に入れ検討します。
 - ※ 保留児童対策と高学年児童の対応について
 - ・・・ 将来需要推計から、小学校内のクラブにおいて保留児童の発生が見込まれているため、放課後児童クラブの必要性が高い低学年児童への対応を喫緊の課題とし、高学年児童の受入れについては小学校における収容対策の状況や保留児童の発生状況を注視しながら、引続き検討を進めます。

方針4 放課後児童クラブにおける土曜日の育成

○ 「土曜江東きっずクラブ」は現在の小学校外の拠点方式を基本とし、地域の実情に合わせて小学校内での運営も検討するなど、保護者ニーズに沿うような運営方法の検討を進めます。

方針 5 放課後こども教室のあり方と自主性・自立性を高める環境と仕組みづくり

- 事業目的を積極的に周知するとともに、事業目的に沿った運営を実施します。
- 放課後こども教室と児童館の役割について整理し、相互の連携を図ります。
- 定期的に利用児童数と各小学校の活動場所の実態を把握するとともに、小学校における 活動スペースの創出方法を協議調整していきます。

方針6 特別な配慮が必要な児童への適切な対応

- 放課後児童クラブにおいて、小学校や放課後等デイサービスなどの関係機関と連携し、 特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。
- 放課後こども教室については、児童の状況、実施環境、職員体制等を勘案しながら、受入れについて調整を図ります。
- 障害への理解を深め、共助の意識が醸成されるよう、指導・見守りの中で、障害がある 人もない人も共に支えあい、地域で安心して暮らすことができる共生社会の考え方、そ の重要性について伝えていきます。
- 増加する外国人児童や保護者との円滑なコミュニケーションのため、入会案内等の多言語化を推進します。

方針7 地域との連携

○ 放課後児童クラブ・放課後こども教室におけるプログラムの実施や、放課後こども教室 における見守り等において、クラブと地域住民、地域の大学や専門学校、保護者等とが 一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。

方針8 きっずクラブの質の向上

放課後児童クラブ・放課後こども教室の質を維持・向上するため、きっずクラブに対する指導・助言の充実と、検査を実施する体制を整備します。

方針9|業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進

- 全国的な労働力不足により、今後職員の確保が一層厳しくなることが想定されます。限られた人的資源を児童の育成や見守りに充てるため、連絡帳の電子化を図るなど ICT を活用し、効率的な運営方法について検討を進めます。
- 放課後児童クラブ・放課後こども教室の運営にあたり、国、東京都、区、利用者の適正 な負担のあり方や利用料の妥当性等について検証を行い、両事業の質の向上と事業継続 性の両立を目指します。

7 プランの推進にあたって

7.1 事業運営の視点

- 放課後児童クラブについて
- ・単に留守家庭児童の放課後等における預かりだけでなく、指導員の支援を受けながら、基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じ、社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を担っています。
- ・役割を踏まえつつ、こどもの自主性、社会性等の一層の向上を図るため、放課後児童クラブ運営指針等を基本に、こどもの発達段階に応じた育成と環境づくりを進めていきます。
- 放課後こども教室について
- ・様々な環境に置かれている児童に寄り添い、対話・遊び・見守りを通じて、児童との信頼 関係の構築を図ります。
- 指導員について(放課後児童クラブ・放課後こども教室共通)
- ・適切な遊び、生活の援助ができる指導力を養うとともに、きめ細かい配慮と適切な判断が できるよう各種研修等を通じて質の向上を図ります。

7.2 プログラムの視点

学校教育と連携し、知・徳・体にわたる「生きる力」を育むプログラムを実施します。

放課後児童クラブにおけるプログラム

- 季節行事や誕生日会、おやつ等の家庭生活に係る普遍的なプログラムについては、その 意義・必要性を改めて認識するとともに、今後も継続して実施します。
- プログラムの実施にあたっては児童への負担が過度にならないよう、バランスの取れた 実施頻度・内容で行います。
- 固定した児童の利用が前提である特性を生かし、長時間での取り組みが必要な制作や、 定期的、継続的なプログラムを効果的に取り入れます。
- 集団、個人のどちらでも取り組めるプログラムを用意し、児童が多様な体験を主体的に 取り組めるよう配慮します。

放課後こども教室におけるプログラム

- プログラムの実施にあたっては、専門的知識・技能を持った地域住民や保護者の協力も得るなど、地域との連携を深めていきます。
- 高学年については授業数が多く、放課後の時間帯が限られているため、低学年児童とは 異なる内容や頻度でプログラムの実施を検討します。
- ※ 放課後こども教室のプログラムは、放課後児童クラブの児童も希望して利用することができます。

7.3 プランの推進体制

プランの全体管理

- 施策内容の検討・実施、検証は、庁内の関係者で構成される「江東区放課後こどもプラン検討委員会」において行います。
- 同検討委員会の検討結果は、学識経験者、関係団体、PTA 関係者、小学校関係者等で構成される「江東区放課後こどもプラン推進委員会」に報告し、幅広く意見を聴取し、施策に反映します。
- 継続した利用者アンケートの実施により保護者・児童の二ーズを把握し、事業内容の改善を図ります。

クラブにおける推進

○ 各きっずクラブにおいて開催している、小学校長、当該小学校 PTA 関係者、地元住民等による「きっずクラブ運営協議会」を通じて、各きっずクラブにおける具体的な取組み内容、地域との連携方策について検討を深めます。

学校との連絡調整

- 国のプランでは学校施設の活用にあたり、放課後児童クラブ・放課後こども教室の両事業が学校教育としての事業ではないことを踏まえ、責任体制の明確化を求めています。
- 本区では両事業の運営にあたり、学校施設の活用等に関する覚書を締結し、日々、使用する施設の調整等を学校と行っています。今後、一層円滑な学校内運営に向けた学校、運営事業者、教育委員会事務局との連絡体制づくりを進めます。

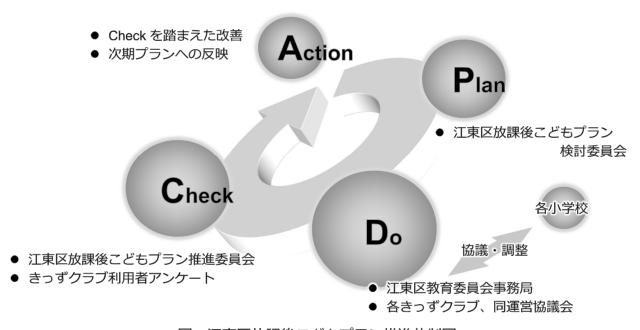


図 江東区放課後こどもプラン推進体制図

参考資料

1 検討体制

放課後こどもプラン推進委員会

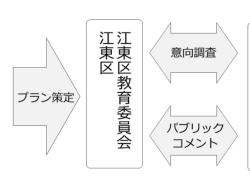
- 学識経験者
- · 小学校PTA連合会会長
- 青少年委員会会長
- きっずクラブ事業実施小学校PTA会長
- 民生·児童委員協議会会長
- 民生・児童委員協議会子育て支援部会会長
- 小学校校長会会長
- きっずクラブ事業実施小学校校長



放課後こどもプラン検討委員会

- 教育委員会事務局次長
- 庶務課長
- 地域教育課長
- 学校施設課長
- 企画課長
- 学務課長
- 計画推進担当課長
- 指導室長
- 財政課長

- 教育支援課長
- 障害者施策課長
- こども家庭支援課長



保

児 童

護者区

・民



放課後こどもプラン後期計画策定PT

• 地域教育課長

- ・ きっずクラブ香取主任指導員
- こども家庭支援課長
- きっずクラブ深川主任指導員
- ・ こども家庭支援課こども家庭係長 ・ きっずクラブ枝川主任指導員
- 森下児童館長

・ きっずクラブ豊北主任指導員

• 東雲児童館長

・ 株式会社日本保育サービス 学童・児童館ブロック取締役

2 検討経過

令和 5年 5月16日	令和 5 年度 第 1 回江東区放課後こどもプラン検討委員会
令和 5年 5月22日	令和 5 年度 第 1 回江東区放課後こどもプラン推進委員会
令和 5年 7月 3日~20日	令和5年度 江東区放課後児童の支援等に関する意向調査
令和 5年 8月25日	令和5年度 第2回江東区放課後こどもプラン検討委員会
令和 5年 9月 5日	令和5年度 第2回江東区放課後こどもプラン推進委員会
令和 5年 10月 20日	令和5年度 第3回江東区放課後こどもプラン検討委員会
令和 5年 10月 31日	令和5年度 第3回江東区放課後こどもプラン推進委員会
令和 5年 12月 11日~ 令和 6年 1月 5日	パブリックコメント
令和 6年 1月24日	令和5年度 第4回江東区放課後こどもプラン検討委員会
令和 6年 1月30日	令和 5 年度 第 4 回江東区放課後こどもプラン推進委員会

江東区放課後こどもプラン

【R6.4~R11.3(後期)】

令和6年3月 印刷物番号(5)101号

編集発行 江東区教育委員会事務局地域教育課

江東区東陽 4-11-28 電話 03-3647-9111(大代表)

印刷所 株式会社 藤昭印刷興業





江東区教育委員会